

埼玉県救急医療優良団体及び救急医療功労医療機関等表彰要綱

1 趣 旨

この要綱は、埼玉県における救急医療対策の推進等救急医療の確保に貢献した団体、医療機関及び個人の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 表 彰

埼玉県知事表彰とする。

3 表彰の対象

表彰の対象は次のとおりとする。ただし、個人にあつては5年以上の救急医療に関しての活動歴を有し、過去において主として救急医療に関する功労により、知事表彰を受けていないものとする。

(1) 救急医療優良団体

救急医療への貢献又はその普及、啓蒙等により、救急医療に関する功績が顕著な団体（郡市医師会、郡市歯科医師会、地方公共団体、その他保健医療団体）とする。

(2) 救急医療功労医療機関

病院群輪番制参加病院、小児救急医療支援事業参加病院又は救急病院若しくは救急診療所等、救急医療に関する功績が顕著な医療機関（病院、診療所）とする。

(3) 救急医療功労者

救急医療体制の整備に貢献する等救急医療に関する功績が顕著な個人（医師、歯科医師、看護師等保健医療関係者、その他）であつて、原則として55歳以上の者とする。

4 推薦の手続き

推薦にあつては、表彰にふさわしい団体、医療機関及び個人について、別紙様式に必要な事項を記入のうえ、各2部を提出するものとする。

その他、表彰審査上参考となる資料について併せて提出するものとする。

5 表彰者の決定

表彰にふさわしい団体、医療機関及び個人を知事が決定するものとする。

6 表彰の日時

表彰は原則として9月9日に実施するものとする。

7 表彰の方法

表彰は、知事が表彰状を授与して行うものとする。

8 その他

この要綱に定めるほか、この表彰に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和58年9月5日から実施する。
- 2 昭和58年度に限り表彰の日時は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年6月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年6月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月31日から適用する。